

平成 2 6 年 第 8 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 6 年 8 月 1 5 日

武蔵村山市教育委員会

平成26年第8回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成26年8月15日(金)

開会 午後 3時32分

閉会 午後 4時39分

2. 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3. 出席委員 高橋勝義 土田三男
指田登美子 本木益男
持田浩志(教育長)

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	中野 育三	学校教育担当部長	榎並 隆博
教育総務課長	松下 君江	教育施設担当課長	比留間光夫
指導・教育センター担当課長	小嶺 大進	学校給食課長	神山 幸男
文化振興課長	山田 義高	スポーツ振興課長	指田 政明
図書館長	乙幡 孝	指導主事	勝山 朗
指導主事	西原 英治		

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ	内田 朋英
	橋本真奈美

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第55号 平成26年度教育予算の補正（第3号）の申出について
- 5 協議事項 平成27年度以降の中学校学校給食調理等業務の委託について
- 6 その他

◎開会の辞

○高橋委員長 それでは、本日の会議に際し、1名の方から傍聴の申出がありましたので、武蔵村山市教育委員会会議規則第33条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので、御報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより平成26年第8回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○高橋委員長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○高橋委員長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○高橋委員長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件はこれを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育長報告

○高橋委員長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

教育長より諸般の報告を願います。

教育長。

○持田教育長 それでは、教育長報告をさせていただきます。

第1点目でございますが、武蔵村山市立学校の教育課程の改善についてでございます。

資料1、別冊になっております。そちらを御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、武蔵村山市立学校の教育課程の改善についてにつきまして、御報告をいたします。

7月の定例会で、本市におけます教育課程の改善について御説明申し上げ、御協議をいただきましたが、7月の定例会以降に第3回武蔵村山市立小・中学校教育課程検討委員会が行われ、検討委員会の有吉正博委員長におまとめをいただきました御意見を基に資料を作成いたしましたので、平成27年度以降の教育課程の改善について御説明いたします。

別冊の資料1をお開きいただきたいと思います。

まず、左上のボックスですが、本市におきましては平成17年度より、確かな学力の一層の向上を図ることと、ゆとりを生かし、より充実した指導を展開することを目指し、多摩地区としては先進的に2学期制を導入し、今年度はちょうど10年目に当たります。

右上のボックスを御覧ください。

各学校は、2学期制の良さを生かし、様々な特色ある教育活動を展開しておりますし、実際に平成26年度も各学校は平均で小・中学校ともに約36時間の余剰時数を確保しております。そのような中、2学期制につきましては、例えば通知票を出す回数が減ったことで、短いスパンでの学習の目標がもたせにくいことや、長期休業前の課題が設定しづらいことなどが指摘されてきたため、各学校は独自に通知票以外に学習状況を知らせるための資料を作成、配布したり、長期休業期間中の家庭学習に関する資料を工夫したりして対応してまいりました。

左下のボックスを御覧ください。

2学期制の中で、各学校は教育課程及び教育活動に様々な工夫を加え、学校教育の充実に努めてまいりました。このことで各学校は、2学期制の成果を生かした3学期制の取組を進めていける力を身に付けたというのが、検討委員会の見解でございます。例えば、授業時数の確保については、長期休業期間の弾力的な運用や、八小、二小のような完全午前5時間制

の導入、振替休日を伴わない土曜授業の実施等により、十分確保することができるようになりました。また、2学期制の中で取り組んできた校内研究の充実や取組のノウハウは、3学期制の中でも十分生かしていけるものと考えます。

そして、右下のボックスになりますが、3学期制を導入することで、短いスパンで学習状況を把握できる良さや、年間3回の節目を設定することの効果、日本の風土や季節に応じた取組など、様々な効果が期待できると考えております。これらの検討委員会の内容を踏まえ、私ども事務局としましては、平成27年度以降の教育課程を3学期制で編成してまいりたいと考えております。

なお、平成27年度の教育課程につきましては、12月に学校に対する説明会を予定しておりますので、学校の準備等も勘案しながら、管理運営規則の改定等、準備を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○高橋委員長 2点目についてお願いいたします。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。

平成26年度小学校授業実践交流会の開催結果についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成26年度小学校授業実践交流会の開催結果について、御報告をいたします。

7月16日、水曜日、雷塚小学校を会場といたしまして、小学校授業実践交流会を実施いたしました。

全21学級において授業公開を行い、その後、各教科等の分科会に分かれての協議、そして講師の先生からの指導、助言をいただきました。

講師を除いた参加者につきましては、裏面の下段のとおり215人で行いました。なお、その他に1人とありますが、これは本市の栄養士が授業公開に参加したものでございます。教育委員会といたしましては、本研修会において講師の先生から御指導いただきました内容を基に、各学校がより良い授業改善を図れるよう指導、助言をしております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。

平成26年度第44回二市教職員宿泊研修会の実施結果についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

○高橋委員長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成26年度第44回二市教職員宿泊研修会の実施結果について、御報告いたします。

本年度より、清瀬市と本市の2市による宿泊研修会となりました。本市が幹事市を担当し、去る7月22日から翌日23日の1泊2日の日程で、昭島市昭和の森「フォレストイン昭和館」で実施をいたしました。

全体の研究主題を、「社会を生き抜く力を育む学校教育の在り方」～様々な教育課題と今後の教育の方向性を踏まえて～と定めまして、1日目には、ヒューマンコメディックス代表取締役社長、殿村政明先生に、2日目には、武蔵野大学教育学部教授、貝塚茂樹先生に御講演をいただきました。また、両日に実施をされた分科会は資料のとおりでございます。

本市からは、第4分科会で、第八小学校小川広樹副校長、第5分科会で、第三中学校石原春彦主任教諭、第6分科会で、第十小学校古嶋将幸教諭、第7分科会で、第四中学校飯星健司主幹教諭と原田典幸主幹教諭、第8分科会で、雷塚小学校の岩崎祥子教諭と中村智彦教諭が、それぞれ提案をいたしました。

参加人数につきましては、清瀬市67人、本市53人、合計120人ございました。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。

平成25年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算及び事務報告についてでございます。

資料4、別紙1・2、別冊1・2、参考資料を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校給食課長から報告いたします。

○高橋委員長 神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 それでは、平成25年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算及び事務報告について、御報告いたします。

学校給食費会計の歳入歳出決算につきましては、毎年、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第2条の規定に基づき、教育委員会から学校給食運営委員会に諮問をしております。

資料4の別紙1が教育委員会からの諮問書、次の別紙2が学校給食運営委員会からの答申書であり、7月17日に開催された同委員会におきまして、決算を認定する旨の答申をいただ

いているところでございます。

おめくりいただきまして、資料4、別冊の1によりまして、まず決算の概要について御説明をいたします。

平成25年度武蔵村山市学校給食費会計歳入歳出決算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入の給食費及び過年度給食費の収納状況につきましては、6月の定例教育委員会で速報として御報告したとおり、現年度分の給食費については収納率は99.40%となり、平成24年度と比べ0.4ポイントの増と、近年ではかなり高い水準となりました。

一方、過年度分給食費につきましては、収納率は12.38%で、平成24年度と比較しますと6.92ポイントの減となりましたが、歳入全体で見ますと平成25年度の収納率は96.25%で、平成24年度の95.95%と比べ0.3ポイント上昇しており、現年度分の収納率が上がったことにより、全体の未納も減少したという状況でございます。

次に、試食会に係る収入でございますが、試食会の実施に当たりましては、参加者から負担金として、小学校給食では1食250円、中学校給食では1食300円をいただいております。平成25年度は、小学校給食が16回で442人、中学校給食が5回で76人の参加をいただき、収入額は13万3,300円ございました。

次の繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

また、雑入につきましては、平成25年度は特にございませんでした。

以上、歳入の合計では、調定額3億1,546万2,650円に対し、収入済額は3億362万6,618円で、収入割合は先ほど御説明したとおり96.25%ございました。

なお、不納欠損につきましては、後ほど御説明をさせていただきますが、平成26年度に繰り越される未納の総額は、収入未済額の合計欄のとおり1,045万1,574円で、平成24年度決算と比較しますと約102万円ほど減少いたしました。

次に、2の歳出についてでございます。

小学校費、中学校費、ともに給食食材の購入費でございます。予備費の300万円を含む歳出予算の合計額3億810万8,000円に対し、支出済額は2億9,921万1,464円で、執行率は97.11%ございました。

続いて、3の歳入歳出差引残額でございますが、歳入合計額から歳出合計額を差し引いた残額は441万5,154円であり、全額を平成26年度に繰り越しいたしております。

次に、2ページをお開きいただきたいと存じます。

4の歳入、収入済額内訳は、先ほど御説明を申し上げた歳入のうちの収入済額の内容をお示したもので、現年度分の給食費の学校別の収納状況については、3ページ、5の給食費、収入明細のとおりでございます。6月の定例教育委員会でも御報告したとおり、小学校2校で未納がゼロとなっております。また、平成24年度は収納率が99%を超えていた学校は全体で7校でございましたが、平成25年度は10校に増加しており、未納者数の合計も平成24年度の166人から92人の減となる74人となり、大幅に減少したところでございます。

続いて、4ページをお開きいただきたいと存じます。

6過年度分、給食費収入明細でございますが、こちらは未納の給食費について、未納となっている年度ごとの収入済額、収納率等について整理したものでございます。

7の給食費不納欠損処分調書の表も、合わせて御参照いただきたいと存じますが、不納欠損額は平成19年度分の未納額の全部と平成20年度から平成22年度までの一部であり、73件、138万4,458円を不納欠損処分としたところでございます。

従来から給食費の不納欠損処分につきましては、公会計に準じて取り扱ってきており、所在不明等で徴収の見込みがないものについても、納入期限を5年を経過するまでは管理を行ってきたという経過がございます。一方、地方税におきましては、地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができることになっております。このことから、今回この取扱いに準じ、所在不明等で今後徴収ができる可能性がないと判断した平成20年度から平成22年度分までの25件、46万5,178円についても、平成19年度分と合わせて不納欠損処分をしたところでございます。

続いて、5ページを御覧ください。

8歳出、支出済額内訳でございますが、こちらは歳出で御説明をいたしました小学校費及び中学校費の内訳を、学校給食会及びその他の登録業者の別にお示したものでございます。

以上が決算の概況でございます。

なお、この決算につきましては、例年と同様、6月26日に市の監査委員の審査を受けてございます。監査委員による決算審査の結果については、資料4の参考資料として御配付いたしておりますので、そちらの方をまず御覧いただきたいと存じます。

参考資料の1ページ、記書きの4の(1)にございますとおり、「証拠書類の整理状況は良好で、計数等に誤りがなくおおむね適正に執行されているものと認められた。」とされております。

おめくりをいただきまして、3ページには、意見及び要望が記載されております。

まず、アの給食費の収入状況についてでございますが、こちらの3つ目の段落からになりますが、過年度分の収納率については、前年度に比較し下がってはいるものの、全体では収納率は上昇しており、「現年度分の収納率を上げることが、収納率向上には最も重要である。」とされております。また、未収金に関しましても、平成25年度は未納世帯数、未納者数とも前年度に比較して半分以下になったということで、収納率向上のための取組に関し、一定の評価をいただいたところでございます。

次のイ、不納欠損処分に関しては、「不納欠損処分として処分する際には、十分な調査を行い、現況の把握に努め、それらを総合的に判断し、的確な処理・対応に努めていただきたい。」とございますが、平成25年度の不納欠損処分に関し、適切でないとされる事例の指摘はございませんでした。

続いて、繰越金でございますが、平成24年度と比較して410万7,377円の減となったが、給食費は食材購入費に充てることとされていることを踏まえ、「さらに、繰越金の減額に向けた対応をしていただきたい。」とのことでございました。

4ページをお開きいただきまして、エの支払事務についてでございますが、納品・支払いともに適正に処理されており、そのほかについてもおおむね良好との意見をいただいたところでございます。

なお、オ以降につきましての説明は省略をさせていただきます。

お戻りいただきまして、資料4の別冊2、平成25年度武蔵村山市学校給食費会計事務報告書によりまして、平成25年度の学校給食費会計事務の概要について御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

まず1、施設の概要でございますが、委員の皆様、既に御承知のとおり、本市の学校給食は全校センター方式で実施しております。

まず、1)の学校給食センターについては、小学校9校を対象に調理等を行っており、施設の調理能力は1日、6,000食となっております。

2)の武蔵村山給食センターについては、中学校5校を対象として、平成22年4月から民設民営の委託方式で調理等を行っているもので、施設の調理能力は1日、3,000食となっております。

次に、2給食費の額でございますが、こちらは平成24年度と同額でございます。

続いて、3給食センター稼働日数でございますが、平成25年度の学校給食基本計画では、

両センターの稼働日数はいずれも192日としておりましたが、中学校において全校給食停止の日が2日あった関係で、武蔵村山給食センターの稼働日数は190日となっているものでございます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

4の月別給食基本人員でございますが、こちらは給食をとる児童・生徒及び教職員等の数でございます。小学校の基本人員の月平均は4,858人で、平成24年度と比べ29人の減、中学校の基本人員の月平均は2,138人で41人の増でございました。

続いて、5の延べ給食調理数でございますが、小学校給食は、192日で90万4,915食、1日平均では4,713食となり、平成24年度と比べると212食の減。中学校給食は、190日で38万4,471食、1日平均では2,024食となり、平成24年度と比べると64食の増でございました。

続いて、3ページを御覧ください。

6月別献立の内容ですが、主食の区分による献立の状況をお示したものでございます。教育委員会では、毎年度の学校給食基本計画の中で主食の区分による献立目標を定めております。平成25年度の基本計画では、小・中学校ともに米飯が90%、パンと麺類がそれぞれ5%と定めており、ほぼ目標どおりの結果となっております。

次に、7給食用牛乳の購入価格でございますが、給食用の飲用牛乳は、東京都教育委員会が一括して供給事業者及び供給価格の決定事務を行っており、国庫補助金を除いた保護者負担金の欄にある額が実際の購入価格でございます。平成25年度は、牛乳200cc、1本当たりの供給価格45円78銭に対し、国庫補助金が3銭ということで、保護者負担金は45円75銭でございました。

なお、牛乳の価格は年々上昇しており、5年前となる平成20年度と比較すると1本当たり8円3銭上昇しているという状況であり、平成26年度に給食費の額を改定させていただいておりますが、この牛乳価格の上昇も、その一因となっているところでございます。

4ページに移りまして、8学校給食運営委員会開催状況でございます。

通常は年2回の開催となっておりますが、平成25年度は12月に学校給食費の額の改定についても審議していただいたことから、3回の開催となっております。

続いて、9の学校給食主任会開催状況でございますが、学校給食主任会は小・中学校と給食センターが連携を保ち、本市における学校給食の効率的な運営に資するとともに、相互の円滑な事務処理体制を確保することを目的に設置しているもので、主に献立の検討と各種連絡調整の場として活用しておりまして、8月を除く毎月開催をしているところでございます。

なお、この主任会には、中学校給食の調理等を委託しております武蔵村山給食センターのセンター長も参加し、情報交換を行っているところでございます。

以上をもちまして、平成25年度の学校給食事務の概要説明とさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○持田教育長 続きますして、5点目でございます。

平成26年度少年少女スポーツ大会「第44回少年野球大会」の開催結果についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、平成26年度少年少女スポーツ大会「第44回少年野球大会」の開催結果について、御報告をさせていただきます。

7月5日、土曜日に予定をしておりました開会式及び開会初日につきましては、雨天中止によりまして大会が1日順延となりましたが、7月6日の日曜日から19日、土曜日までの4日間、少年野球大会を開催いたしました。

小学校6年生、5年生で構成される1部への参加が12チーム、小学校4年生以下で構成される2部への参加が6チーム、合計18チームによる熱戦が繰り広げられました。

成績につきましては、1部の優勝が雷塚小学校の武蔵村山ファイターズ、準優勝が第三小学校の武蔵ライオンズA、第3位が第七小学校のグレートベアーAと第九小学校のサンダース。また、2部につきましては、優勝が第三小学校の武蔵ライオンズC、準優勝が第七小学校のグレートベアーJr、第3位は第一小学校のパンサーズJrと第二小学校の隼Cという結果でございました。

以上でございます。

○持田教育長 続きますして、6点目でございます。

2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念、第27回武蔵村山市グラウンドゴルフ大会の開催についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、第27回武蔵村山市グラウンドゴルフ大会の開催について、

御報告をさせていただきます。

本事業につきましては、10月5日のスポーツ都市宣言のPRを兼ねた冠事業として実施をしたいと考えております。よって、事業名の前段に「2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念」と表示をしてございます。

主催は武蔵村山市教育委員会、主管については今年度から武蔵村山市体育協会といたしまして、大会の運営等を体育協会に委託して事業を実施いたします。協力は、昨年と同様に武蔵村山市グラウンドゴルフ協会でございます。

大会は、9月14日の日曜日に総合運動公園運動場の第2運動場で実施をいたします。雨天中止の場合は、午前6時30分の段階で決定をいたします。

開会式は、午前8時30分から、また、競技については午前9時から開始予定でございます。

参加につきましては、資料にお示ししてある資格のチームといたしまして、申込みが72チームを超えた場合は抽選といたします。

なお、本日現在で76チームの申込みをいただいているところでございます。

競技につきましては、チーム対抗戦といたしまして、表彰につきましては、上位3チームを団体表彰し、そのほか、飛び賞及び個人のホールインワン賞として賞品を用意する予定でございます。

開会式につきましては、教育委員の皆様を初め、市長、議長にも御出席をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、7点目でございます。

2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念、武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム親善試合の開催についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

○高橋委員長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム親善試合の開催について、御報告をさせていただきます。

本事業につきましても、10月5日のスポーツ都市宣言のPRを兼ねた冠事業として実施をしたいと考えております。よって、事業名の前段に「2014武蔵村山市スポーツ都市宣言記念」と表示をしております。

主催につきましては武蔵村山市教育委員会、共催が武蔵村山市少年野球連盟と古希軟式野球チームでございます。

開催日は、9月20日、土曜日、開会式を、正午から総合運動公園運動場の第3運動場で行い、開会式終了後には、元プロ野球選手による野球教室を実施いたします。

試合につきましては、午後1時から7イニング、試合時間、1時間20分で実施いたします。

少年野球代表チームにつきましては、原則、小学校6年生で構成されたチーム、古希軟式野球代表チームは、原則として70歳以上で構成されたチームでございます。

少年・古希軟式野球チームの親善試合につきましては、昨年度に実施を予定しておりましたが、雨天中止となったことから、今年度に再度企画し、実施をするものでございます。

なお、試合終了後、午後3時から、元プロ野球選手で、中日ドラゴンズなどで投手として活躍され、テレビの野球解説やWBC、ワールド・ベースボール・クラシックでもピッチングコーチを務めた経歴を持ちます与田剛氏に、総合体育館において講演会をお願いしております。当日は、与田氏のほかに、元プロ野球選手で、横浜大洋ホエールズ、西武ライオンズなどで活躍された清水義之氏にもお越しいただき、野球教室での指導等もお願いしております。

講演会につきましては、総合体育館、第2、第3体育室で行いますが、会場の都合上、定員を300名としております。ほかの少年野球チームなども参加するため、一般募集は100名程度とし、9月1日号の市報で募集を行います。

資料の裏面に、当日の流れをお示しをしておりますが、教育委員の皆様におかれましては、開会式への御出席、さらには御都合の範囲で講演会にも御出席をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 8点目のその他でございますが、1点でございます。

昨年より、市立第九小学校とアメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市立プレジデント・トーマス・ジェファーソン小学校との文化交流プロジェクト、姉妹校の活動が始まりました。今年度は、そのことを記念いたしまして、両校にバナーを掲示することになりましたので、このことについて学校教育担当部長より説明いたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、本市第九小学校とホノルル市立プレジデント・トーマ

ス・ジェファーソン小学校の文化交流について、御報告をさせていただきます。

本市第九小学校は、平成20年度より、文部科学省及び武蔵村山市教育委員会から、英語活動等国際理解活動推進事業の拠点校の指定を受けたことをきっかけに、英語活動の充実のほか、近隣のアメリカンスクールとの交流等に取り組んでまいりました。また、昨年度に「輝きアップ研修」で、第九小学校の教員がハワイでの研修に参加したことをきっかけに、ホノルル市立プレジデント・トーマス・ジェファーソン小学校との交流が始まりました。

両校は、これまで学校紹介の映像を交換したり、子供たちの手紙の交換等の交流を行ってまいりました。今年度は、昨年の「輝きアップ研修」に続き、九小の教員とともに持田教育長と西原指導主事が訪問に参加することになりました。学校のほか、ホノルル市の教員委員会との交流の場を持つこととなっております。このことで、両校の姉妹校としての文化交流事業が8月18日に予定をされておりますセレモニーにより、正式に開始されることとなります。さらに、姉妹校同士の交流だけではなく、武蔵村山市教育委員会が本事業の後援となり、武蔵村山市教育委員会教育長がホノルル市教育委員会代表にバナーを贈呈することで公式なセレモニーとなり、このプログラムのタイトルも、「ハワイ州ホノルル市と武蔵村山市の文化交流」ということとなりました。

このことで、今後もさらに両校、両都市の文化交流がより一層深まることが期待をされております。

報告は以上でございます。

○持田教育長 以上でございます。

○高橋委員長 それでは、ただいまの教育長報告に対する質疑等があれば、お受けいたしたいと思えます。

委員の皆様、いかがでございましょうか。

本木委員。

○本木委員 まず、1番目の教育課程の改善についてなんですが、2学期制から10年たったということで、私も発展的に3学期制にするのはいいことだなと思えます。それで、1つは、多分、保護者からすると、また急に3学期制なのというようなことがあるかもしれないので、そこら辺の周知をなるべく早目にきちっとしていただければありがたいのかなと思えますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長、よろしいですか。

○榎並学校教育担当部長 ただいま御報告の中でも申し上げましたように、学校等の準備もご

ございますので、先ほど申し上げました管理運営規則の改正も含めまして、できるだけ早目に準備を進め、周知の方もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 ほかはいかがでございましょう。

職務代理者。

○土田職務代理者 教育課程の改善、内容的に、今、本木委員からもお話が出まして、2学期制が10年経過して、それを踏まえた3学期制の導入ということで、内容的にも非常に分かりやすい意見等がまとまっております。実際に保護者に見てみますと、今まで2回の児童・生徒の一人一人の所見、非常に生活目標を振り返ったり、また新たな生活の目標を作ったり、非常にその所見というものは、保護者は大事に拝見させていただいて、自分の子供たちの学校での生活、こういったものに注視するわけですね。

2学期制の中で利点とされたところは、先生方の事務量というんでしょうか、事務量というよりも、時間の軽減をする部分も生まれていったと。それが3学期制になったことによって、一部それらの時間を費やす部分が増えてくるということは、前にも御説明をいただいておりますけれども、それらに対して教育委員会として学校現場の先生方に、その辺をどういうふうに理解をさせ、御説明をするのか、その辺はいかがでしょうか。非常に一人一人の子供たちを各先生方が把握し、それを家庭に報告する一つの事務も2回から3回になるというようなことで、子供たちの1学級数の生徒数も児童数も少なくなっているとはいえ、非常に大変な気を使う仕事だというふうに思うんですけれども、その辺を委員会としてどのように理解を求めるのか、その辺、いかがでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 やはり先ほど御説明の中でも申し上げましたように、実はこれまでも、例えば成績についても、2回に、少なくなったということ踏まえて、細かく資料を作成して、状況を知らせるような資料をつくってまいりました。逆に言いますと、その部分の業務量は減ることになりますので、単純に業務量が増えるのか減るのかというところの比較は、なかなかしづらい部分があるのかと思います。ただ、それとは別に、例えばその評価をする、あるいは所見を書くために子供たちを見取っていくための作業というのは、これは単純に学級経営等には当然プラスになってまいります。また、そのことで子供を励ます機会が増え、また保護者との意見交換をする場面も増えていくわけですから、むしろプラスになる部分の方が多いのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 指田委員。

○指田委員 一長一短、確かに2学期制と3学期制、ここに記されているようにあろうかと思うんですが、今までに教諭の方から、それから保護者の方からという、そういった声が、2学期制を3学期制にとかという切実な声というのは届いていたんでしょうか。まず第一に、子供たちのことを最優先しなければならないんですね。今現在では、教諭、それから保護者の方からはどのような声が届いておりましたか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 この2学期制から3学期制にということについては、校長会の方からの要望をいただいておりますので、これはまさに学校からの要望だというふうに捉えております。また、市民、保護者、地域の皆様の代表という意味では、議員の方からも様々な要望をいただいておりますので、そういった要望を受けての今回の検討だというふうに考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

○指田委員 はい。

○高橋委員長 職務代理者。

○土田職務代理者 あと1点、2学期制の成果を生かした3学期制ということで、ここにもうたってございますけれども、昨年度から二小が新たに午前5時間制、八小と二小がそういうふうな制度になっているわけですが、そういった制度と3学期制の時間の配分とか、そういうのには影響は出ないものでしょうか。

それから、あと振替休日を伴わない土曜授業の実施ということなんですけれども、これは何か3学期制にしたために、授業日数が足りなくて土曜日を授業の日ということで組み込む必要が生まれてきたのか、その辺、いかがでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 授業時数の確保につきましては、当初、2学期制をすることで、いわゆる儀式的行事の回数が減る、そのことである程度の時間を確保できるというのが、一番端的な姿としてありましたけれども、何もそれだけが授業時数を確保する方法ではないといったことで、各学校様々な工夫をしてきた中が、その午前5時間制であったり、あるいは土曜授業の実施であったり、そのほか、行事の精選等により授業時数を確保しておりますので、

これが3学期制になることで、今の教育計画が大きく変わるようなことは、特にする必要はないかというふうに考えております。余剰時数、既に平均36時間、持てているということは、これは平均的には20時間の余剰時数を確保することを求めていますので、そういった中で何か大きく変わるといったようなことはないというふうに考えております。

○高橋委員長 よろしいですか。

○土田職務代理者 はい。

○高橋委員長 ほかの件につきまして、いかがでございましょう。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 それでは、私の方から1点だけ。

二市教職員研修会、2市になったのはいつからでしたか。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 2市になりましたのは今年度からでございます。

○高橋委員長 たしか東大和市が加わっていたような気がしたんですね。何か理由はあったんですか。

○榎並学校教育担当部長 東大和市については、東大和市の研修等に関する考え方からして、今年度から参加を控えたいといったような要望をいただいております。という申出があって、こういうふうになりましたので、私どもと何ら調整をした結果ということではございません。

○高橋委員長 最初は、たしか昭和45年の4つの市、狛江市と、それから清瀬市、東大和市、武蔵村山市が、同じ昭和45年に市制になったんですね。市に昇格したということで、4つの市が4市研修会として始まったのが最初なんですよ。当時は相当の人数の先生方が集まって、研修した経過がありまして、そのうちに10年ぐらいしてから狛江市がいつの間にか参加しなくなり3市に。3つの市でやっているのがいいなというふうに思っていたんですが、今度、2市に。「えっ」て、東大和市、いつの間にかというような気持ちになりまして、質問したんですが。

それなりの研修会ですから、2つの市でも研修を、非常に密度の濃い中身ですよ。こういう研修を通して、先生方が一昼夜一緒に、ともに学び合うということはよいというふうに、私はそういうふうに思っておりますけれども、ただ残念ながら2市になったのはなぜかという素朴な質問を今してみたところでございます。

それでは、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 では、質疑なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

◎日程第4 議案第55号 平成26年度教育予算の補正(第3号)の申出について

○高橋委員長 日程第4、議案第55号 平成26年度教育予算の補正(第3号)の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第55号 平成26年度教育予算の補正(第3号)の申出について。

平成26年度教育予算の補正について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

平成26年8月15日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第55号の提案理由を説明させていただきます。

平成26年度教育予算について、歳出で総務管理費及び保健体育費に補正の申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 中野教育部長。

○中野教育部長 それでは、議案第55号につきまして御説明いたします。

別紙を御覧ください。

平成26年度教育予算の補正(第3号)の申出でございます。

平成26年9月に開催されます第3回市議会定例会に、提案が予定されております武蔵村山市一般会計補正予算(第3号)に係る教育予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められましたので申出をするもので

ございます。

1歳出でございます。

2款1項6目財産管理費、18節備品購入費80万円は、上水台地区集会所の建て替えに伴い、テーブル及び椅子等を購入するものでございます。

次に、10款6項1目保健体育総務費、11節消耗品費14万8,000円、13節委託料19万5,000円は、10月5日、日曜日開催の武蔵村山市スポーツ都市宣言記念式典に伴う消耗品の購入及びPR用ポスター作成等に関わる経費でございます。

次に、10款6項4目学校給食費、11節修繕料100万円は、平成26年4月以降に給食センターの調理機器や施設設備等の故障により、緊急的な修繕、修理等に要した経費が増加したことから、今後、修繕、修理等を必要とする事案が発生した場合に早急に対応するため、増額するものでございます。

次に、13節委託料155万6,000円は、学校給食センターの汚泥貯留槽に堆積している汚泥等の収集、運搬及び処分、また給食調理従事員のノロウイルスに対する衛生管理を図るため、10月から翌年の3月まで毎月1回、ノロウイルス検体検査を実施する経費でございます。

歳出合計では、369万9,000円を増額するものでございます。

以上、歳出に関わる補正予算の申出を行うものでございます。

なお、今後、市長部局での補正予算の査定等によりまして、歳出補正予算額が増減する場合もございますので、御了承願います。

説明につきましては、以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょう。

職務代理者。

○土田職務代理者 財産管理費の関係なんですけれども、これは市長部局の関係なのか、いわゆる上水台地区集会所、これは管理運営だけが教育委員会で、もともと建て替えそのものは市長部局の方という理解でしょうかね。

○高橋委員長 山田文化振興課長。

○山田文化振興課長 地区集会所につきましては、職務代理者がおっしゃるとおりで、市長部局の方で施設については建てるという形で、管理運営の方を教育委員会の方で行っているという形でございます。今回は上水台地区集会所を新しく建て替えましたので、その備品について計上させていただくということでございます。

以上でございます。

○高橋委員長 職務代理人。

○土田職務代理人 管理運営者としての教育委員会に、非常にこれは大変な施設、特にこの上水台地区集会所は埋立地の跡に建設されているということで、地盤沈下とか建物が変形してくる。過去にそういうような事例があったわけですがけれども、管理者として、任される立場としては、その辺はもう解決されて、きちっと整備されたものを教育委員会がお預かりするというような状況に至っているのでしょうか。

○高橋委員長 これについては。比留間教育施設担当課長ですね。

○比留間教育施設担当課長 それでは、お答えいたします。

この上水台地区集会所につきましては、施設課として私の方で担当して建てましたので、私の方からお答えいたします。

確かに、ここは、砂利穴の跡地ということで、工事前にボーリング調査を15メートル行いまして、その支持層までくい打ちをして、その上に建物を建てておりますので、御心配はないかと思えます。

以上でございます。

○土田職務代理人 はい、分かりました。

○高橋委員長 よろしいですね。

指田委員さん、よろしいですね。

○指田委員 はい。

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第55号 平成26年度教育予算の補正(第3号)の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第5 協議事項

○高橋委員長 日程第5、協議事項を議題といたします。

委員の皆様からの協議事項をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 それでは、事務局からの協議事項をお受けいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 事務局から、平成27年度以降の中学校学校給食調理等業務の委託について、御協議をお願いいたします。

○高橋委員長 それでは、協議事項、平成27年度以降の中学校学校給食調理等業務の委託についての説明を求めます。

神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 それでは、平成27年度以降の中学校学校給食調理等業務の委託について、御説明申し上げます。

中学校の学校給食調理等業務は、平成22年度から民間が保有する調理等施設で行う民設民営の委託方式を採用しておりますが、この委託期間が平成26年度をもって満了いたします。市では、新たに公設の給食センターを整備する等の予定はないため、平成27年度以降の学校給食調理等業務につきましても委託を継続する考えでございますが、現在、中学校学校給食調理等業務が円滑に行われ、また経費の節減にもつながっている状況から、現在の受託業者に対して業務委託を継続することが、安全・安心でおいしい学校給食を安定的に提供することにつながるものと考えております。具体的には、現在の受託業者と特命随意契約の方法により、契約を締結することを考えているところではございますが、指定管理者制度におきましては、公募によらずに指定管理者を選定する場合においても、法人等から事業計画等を提出させ、これを審査した上で選定を行うこととしていることから、この方法に準じまして現在の業者から次の5年間を見据えた中での業務の実施計画と予算を提出させ、これを審査した上で決定することが適当であろうと判断したところでございます。

資料の1の1は、その審査を行うための審査委員会の設置要綱案でございまして、左側が今回設置を考えている審査委員会の設置要綱案、右側が公募によらずに指定管理者の選定を

行うための審査委員会設置要綱となっております。

まず、第1条でございますが、審査委員会の設置に関する規定であり、設置の目的といたしましては、給食調理等業務を委託する業者の選定を適正に行うためとしております。

次の第2条は、所掌事項であり、指定管理者制度の場合と同様、業者が行った申請の内容を審査し、申請業者を給食調理等業務の受託者とするものの適否について、教育委員会に報告することとしております。

次の第3条の組織から、裏面に移りまして第8条の委任までは、指定管理者候補者審査委員会設置要綱と同様の内容でございます。

最後に、附則でございますが、第2項において、この要綱の失効に関し規定をしております。これは指定管理者候補者審査委員会が指定管理者の指定の都度置かれるのに対し、今回設置しようとしている審査委員会は、平成27年度以降の学校給食調理等業務の受託者の選定を行うためだけに設置するものであることから、このような規定を置かせていただいております。

設置要綱の説明につきましては以上でございます。

続いて、資料の1の2は中学校学校給食調理等業務受託希望者申請要領（案）でございますが、公募によらない指定管理者の指定に際しましては、指定管理者申請要領というものを定めており、これに準じて申請要領の案を作成いたしました。したがって、業者はこの要領に従って申請をすることとなるものでございます。

内容についてでございますが、おめくりいただいて1ページの第1業務の概要、それからお開きいただいて3ページ、第2申請資格等に関しましては、時点修正等を行っているものの、基本的には前回の審査と同様であり、委託期間につきましても5年間を想定しているところでございます。

続いて、5ページをお開きいただきまして、申請手続の日程等でございますが、申請の受付は8月下旬から9月下旬にかけて、また受託者の選定に関しましては、その後、10月までに行いたいと考えているところでございます。

受託者の申請に関しましては、このページの第3の1の（1）にございますとおり、前回と同様、書類審査とプレゼンテーションを実施し、申請業者が審査基準を満たしていると認められたときは、当該申請業者を業務の受託者として選定することとしております。この手続に関しましては、指定管理者制度と同様でございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

2の選定基準及び3の審査基準でございますが、選定基準は大きく4項目に区分し、これを細分化したものが審査基準となっております。

審査基準につきましても、この8ページでございますが、今回、参考資料として、前回の審査項目と比較をいたしましたA3判の資料を用意してございますので、そちらを御覧いただきたいと存じます。

先ほど御説明いたしましたとおり、今回は選定基準を、学校給食に対する理解があること、安全・安心でおいしい学校給食を提供することができること、業務を安定して行う能力を有していること、その他の4つに再構成をいたしまして、安全・安心でおいしい学校給食を提供することができること及び業務を安定して行う能力を有していることの2項目で、70点を配分することとしております。

なお、個別の審査項目については、大きく変更したところはありませんが、今回は前回のよう、これから施設・設備を整備し、人員も配置していくというような状況とは異なることから、例えば3の(4)では施設・設備のメンテナンスに関する項目を追加するとともに、次の(5)の職員配置の関係では、現在、必要な職員が配置されている状況から、前回3項目にあったものを1項目にまとめるなどの変更を加えるとともに、内容として重複していると思われる部分を削るなどしたところでございます。

また、新たな審査項目として、4その他に(3)として、地震等の災害時における応急給食の提供に協力することができるかという項目を加えております。これは市の防災計画では、市立学校給食センターが応急給食を担当することとなっているわけですが、耐震性が不明で老朽化した給食センターでは震災時の対応が困難なことが十分想定されることから、可能な範囲で協力をいただければという趣旨で、どの程度の対応が可能かを具体的に提案していただければというふうに考えているところでございます。

なお、この項目自体は、学校給食の運営には直接関わりはないため、プラスアルファという意味で任意条件としているところでございます。

なお、業者からは、既に口頭では、ライフラインが復旧した場合、ある程度の対応は可能と聞いておまして、防災安全課にもそのお話をしておりますので、今後、協定が締結できればというふうに考えております。

資料についての説明は以上でございますが、こうした方向で事務手続を進めること、また要綱及び申請要領の内容につきまして御意見をいただき、このような方向性が確認されれば、要綱につきましては9月の教育委員会での議決を、また申請要領等につきましては、前回と

同様、教育長決裁をもって進めていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございますが、本日以降におきましても、お気付きの点があれば私の方に御連絡をいただければと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○高橋委員長 分かりました。

それでは、ただいまの協議事項に対して、御意見、御質問等があればお受けいたします。

いかがでございましょうか。

土田職務代理人。

○土田職務代理人 業務受託希望者の申請要領、これでいくと5か年間の要領ができていますけれども、ただいまの御説明ですと、現在の委託業者と特命随契を締結したいというようなお考えだそうですけれども、いわゆる現状で特命随契をしたいというようなお考えの中で、一般の業務受託希望者の申請要領を出すというのはどうなのでしょう。

それから、あとプレゼンを行って、一般公募して、競争の中から委託業者が決まる、委託契約5か年間というのが、法律上のきつと期間かもしれないんですけれども、特命随契も5年でよろしかったでしょうか。その辺、ちょっと教えてもらえますか。

以上です。

○高橋委員長 神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 まず、特命随意契約を考えている中での申請要領ということでございますが、民間の業者が現在既に施設・設備を持ち、人員の配置も行われているという状況の中で、そのまま特命随意契約をするというのも一つの方法かと思えます。一方で、業者の方から、これまでの経験を踏まえ、新たな提案などもいただける可能性もございます。また、予算につきましても十分精査をして、特命随意契約をすることによって金額が上昇してしまうというようなことを防ぎたいという狙いもございます。そのようなことから、業者の方から、今後5年間はどうのような対応をしていくのかということを出していただき、それを十分見極めた上で、最終的には特命随意契約の中で協議、調整を行った上で、適正な金額で契約を締結したいというような趣旨から、指定管理者制度に準じた形での提案をいただいて、審査、決定をしたいと、このように考えているところでございます。

また、契約期間でございますが、以前、御説明したPFI手法等では、運営期間は15年程度とすることが一般的でございますので、特に5年ということについての契約上の縛りはないものと考えております。一方で、長期に契約をしてしまいますと、途中で市の状況が変わ

った場合、中学校給食に対する考え方が変わった場合に、これに柔軟に対応することができないということも踏まえまして、前回と同様、5年程度ということが適当ではないかという判断の中で、今回も5年という契約期間を設定させていただいたと、このような状況でございます。

以上でございます。

○高橋委員長 土田職務代理人。

○土田職務代理人 業務受託申請審査というのは、一番の目的というのでしょうか、基本的には経費の節減を含めて、また競争することによって、よりベターな仕事を期待ができるというのが一つの柱なんですけれども、まあ安かろう悪かろうでは非常に困るわけですね。特にこういった学校給食業務というものについては、非常に衛生面から含めて力を入れていただかなきゃいけない業務であって、一般公共施設の受託とは全く意味合いが違うと思うんです。そういった意味で、今の業者が非常にしっかりされているというのは、事務局からの時々の御報告もありますので、特命随契でも非常に流れとしてはいいんではないかと思えますけれども、その受託の中で、やはり先方が受けられるか、受けられないかというような不安をもちながらそういった仕事をするというものについては、非常に周りから見ていると意にそぐわない契約業務だと思うんです。ですから、その辺ははっきりと、努力をしていただく企業であるならばきちっと特命随契をして、双方の話を十分に酌んだ上での業務が成立するのがベターだと思いますので、その辺をしっかりと見越して事務処理をしていただけたらと、こういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員長 神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 先ほどスケジュールの関係でも御説明をさせていただきましたが、10月に審査を行って業者の決定をしていきたいと考えております。そうしますと3月までの間、6か月間、また次の5年に向けての準備期間がとれますので、その中で十分協議、調整をさせていただき、より良い学校給食が安定的に提供できるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

いずれにいたしましても、神山学校給食課長の今お話ありましたように、やっぱり業務委託でありますので、あくまでも透明性を持って進めるようにしていただきたいというふうをお願いしておきます。

ほかいかがでございましょうか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって協議事項を終わります。

◎日程第6 その他

○高橋委員長 日程第6、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があれば、お受けいたします。

いかがでございましょう。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 事務局からの。

○松下教育総務課長 事務局からはございません。

○高橋委員長 それでは、これをもってその他を終わります。

◎閉会の辞

○高橋委員長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 4時39分閉会